

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500460 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500210 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 16 年 4 月 16 日、喪失年月日を平成 17 年 12 月 11 日に訂正し、平成 16 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 14 万 2,000 円、平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額を 17 万円、平成 17 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成 16 年 4 月 16 日から平成 17 年 12 月 11 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から平成 18 年 2 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、正社員として勤務した請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。年金額に反映されなくてもいいので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A 社にアルバイトとして入社し、その後、平成 16 年 4 月 1 日に正社員となった旨主張しているところ、同社から提出された請求者に係る人事記録によると、請求者の入社年月日は平成 15 年 10 月 30 日、退職年月日は平成 17 年 12 月 10 日と記載されており、請求期間のうち平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 12 月 10 日までの期間に係る勤務は確認できる一方、平成 17 年 12 月 11 日から平成 18 年 2 月 1 日までの期間における勤務実態について確認することはできない。

また、A 社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成 5 年 6 月 22 日に会社成立していることが確認できることから、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められるものの、同社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、請求期間のうち、平成 17 年 12 月 11 日から平成 18 年 2 月 1 日までの期間について

は、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、3人が請求者は同社に勤務していた旨回答しているものの、いずれの者も請求者の退職時期を記憶しておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求期間のうち、平成16年4月16日から平成17年12月11日までの期間については、上記賃金台帳において確認できる当該期間に係る出勤日数及び実労働時間により、請求者は当該期間にA社と常用的な使用関係にあったことが認められることから判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成16年4月16日、喪失年月日は平成17年12月11日であると認められ、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる報酬月額から、平成16年4月から同年8月までは14万2,000円、平成16年9月から平成17年8月までは17万円、平成17年9月から同年11月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500615 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500212 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）本店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 10 月 1 日、資格喪失年月日を昭和 22 年 6 月 1 日に訂正し、昭和 21 年 10 月から昭和 22 年 5 月までの標準報酬月額を 180 円とすることが必要である。

昭和 21 年 10 月 1 日から昭和 22 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（子）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 24 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 13 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から昭和 22 年 8 月 1 日まで

母が亡くなった後に、年金事務所から、母の厚生年金保険の記録について、A 社本店において、資格取得日が昭和 21 年 10 月 1 日で資格喪失日は不明の記録及び資格取得日が昭和 22 年 8 月 1 日で資格喪失日が昭和 23 年 3 月 23 日の記録の二つが見つかったとの連絡があった。母は、同社に昭和 21 年 10 月に入社し、結婚のため退職した昭和 23 年 3 月まで継続して勤務していたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和 21 年 10 月 1 日から昭和 22 年 6 月 1 日までの期間について、A 社本店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者について、厚生年金保険記号番号「*」にて被保険者資格の取得年月日が昭和 21 年 10 月 1 日と記載されているが、喪失年月日が記載されていない記録が確認でき、別の厚生年金保険記号番号「*」

にて昭和 22 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者と同職種であった同僚は、訂正請求記録の対象者は、別の同僚と同時期に入社した旨陳述しているところ、上記被保険者名簿により当該同僚の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 21 年 10 月 1 日であることが確認できる上、自身が退職した昭和 22 年 5 月 31 日まで訂正請求記録の対象者は勤務していた旨陳述していることから判断すると、訂正請求記録の対象者は請求期間のうち、昭和 21 年 10 月 1 日から昭和 22 年 5 月 31 日までの期間は A 社本店において勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険出張所（当時）における A 社本店の被保険者記録の管理に不備があったと考えられ、訂正請求記録の対象者の資格喪失処理に係る記録は適正なものとは認められず、訂正請求記録の対象者の被保険者資格取得年月日は昭和 21 年 10 月 1 日、資格喪失年月日は昭和 22 年 6 月 1 日とすることが必要である。

また、昭和 21 年 10 月から昭和 22 年 5 月までの標準報酬月額については、昭和 21 年 10 月の厚生年金保険の記録から、180 円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、B 社は、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の資料がなく不明と回答している。

また、上記被保険者名簿から、請求期間に被保険者記録があり、連絡可能な複数の同僚に照会したもの、上記同僚以外の者は、訂正請求記録の対象者の勤務期間は不明としていることから、請求期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間における訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500825 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500213 号

第1 結論

請求者のA社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年 生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

厚生年金保険料が免除されていた育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、事業主が誤って標準賞与額の届出を行わなかった。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書並びにA社から提出された請求者に係る平成 22 年分賃金台帳及び平成 22 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成 22 年 7 月 9 日に同社から賞与（15 万円）の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 22 年 3 月 18 日から同年 8 月 31 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者のA社における請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書等における当該賞与額から、15 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500826 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500214 号

第1 結論

請求者のA社における平成 23 年 2 月 28 日の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

平成 23 年 2 月 28 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 2 月 28 日

厚生年金保険料が免除されていた育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、事業主が誤って標準賞与額の届出を行わなかった。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書並びに平成 23 年分賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成 23 年 2 月 28 日に同社から賞与（20 万円）の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 23 年 1 月 15 日から平成 24 年 1 月 9 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者のA社における請求期間に係る標準賞与額については、事業主より提出された賞与明細書等における当該賞与額から、20 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500234 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500209 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 14 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 21 年 10 月 1 日から昭和 22 年 12 月 1 日まで

② 昭和 23 年 4 月 8 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 21 年 9 月に大学を卒業後、すぐに A 社に入社したが、同社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された A 社に係る昭和 57 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及び B 社から提出された 50 音別名簿により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、請求者に係る請求期間当時の厚生年金保険関係資料を保有しておらず、請求者も給与明細書等の保険料控除について確認できる資料を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者台帳により昭和 23 年 5 月 1 日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、A 社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、請求者同様、昭和 23 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 13 人確認でき、うち 8 人は、請求者同様、昭和 23 年 5 月 1 日以前に船員保険被保険者資格を喪失した後の年金記録に空白期間があることが確認できるが、当該 8 人は、既に亡くなっている等の理由により、照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500609 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500211 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、B社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日、D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日並びにE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月から昭和 33 年 3 月まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から昭和 35 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 6 月から同年 11 月 1 日まで

A事業所に勤務した請求期間①、B社に勤務した期間のうちの請求期間②、D事業所に勤務した期間のうちの請求期間③及びE社に勤務した期間のうちの請求期間④の厚生年金保険の加入記録がない。勤務していたことは間違いないので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が記憶するA事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所に係る商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者が記憶するA事業所の事業主の親族は、同事業所は既になく、事業主も亡くなっている旨陳述していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は、同僚 5 人の氏名（一人は名のみ）を記憶しているものの、いずれも連絡先が不明であり、これらの者から、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、B社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の回答から、請求者が、請求期間②のうち、昭和 35 年 1 月頃には既に同社に勤務していたことはうかがえ

る。

しかしながら、C社は、請求期間②当時の資料等を保有していないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、入社後一定期間は厚生年金保険に加入していなかった旨回答していることから、B社は、請求期間②当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、同僚の一人から提出されたB社の社員住所録によると、昭和36年1月作成分に請求者の氏名が記載されている一方、昭和35年1月作成分には請求者の氏名は記載されていないことが確認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和34年12月に加入記録のある被保険者57人全員が、昭和35年1月作成分の社員住所録に氏名の記載が確認できる。

請求期間③について、オンライン記録によると、D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間③当時の事業主は、同事業所の同僚によると既に亡くなっているとされている上、適用事業所でなくなった当時の事業主は、請求期間③当時の資料がないと回答していることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D事業所に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間③に加入記録があり住所が判明した14人に照会したところ、7人が請求者を記憶している旨回答しているが、いずれの者も請求者の入社時期を記憶していない。

請求期間④について、E社は、請求者の入社日は不明と回答していることから、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に加入記録があり住所が判明した9人に照会したところ、二人が請求者を記憶している旨回答しているが、いずれの者も請求者の入社時期を記憶していない。

さらに、E社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、資格取得年月日は昭和37年11月1日と記載されている。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500787 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500215 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から平成 7 年 12 月 29 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。B社会保険事務所（当時）の担当者により未納社会保険料整理のために事業主の標準報酬月額を下げるよう提案があり、やむなく了承した。その後のB社会保険事務所の対処及びその後に訪問を受けた社会保険庁（当時）の担当者の対応に不信感があるので、調査の上、当初の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の商業登記簿謄本及び厚生年金保険の記録により認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初平成 6 年 1 月から同年 10 月までは 53 万円、平成 6 年 11 月から平成 7 年 11 月までは 59 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 12 月 29 日より後の平成 8 年 2 月 13 日付けで、遡って平成 6 年 10 月の定時決定を取り消し、平成 6 年 1 月から同年 10 月までは 8 万円、平成 6 年 11 月から平成 7 年 11 月までは 9 万 2,000 円に減額訂正処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、減額訂正処理日において同社の清算人であったことが確認できる。

また、請求者は、請求期間当時に社会保険料の滞納があったことを認めており、A社の代表者印を自身で管理し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続については自分で行った旨陳述していることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。